

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）の施行に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・	3

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（裁判所の認可に係る通知）</p> <p>第260条の2 振替新株予約権付社債に係る償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議について、裁判所の認可（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第34条の3 <u>又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第57条</u>に規定する判断に基づく会社法第734条第1項に規定する認可をいう。）を受けた場合には、当該振替新株予約権付社債の<u>支払代理人</u>は、機構に対し、機構が定めるところにより、速やかに規則で定める事項を通知しなければならない。</p>	<p>（裁判所の認可に係る通知）</p> <p>第260条の2 振替新株予約権付社債に係る償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議について、裁判所の認可（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第34条の3に規定する判断に基づく会社法第734条第1項に規定する認可をいう。）を受けた場合には、当該振替新株予約権付社債の<u>発行代理人又は支払代理人</u>は、機構に対し、機構が定めるところにより、速やかに規則で定める事項を通知しなければならない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（振替株式の株主に対する新株予約権無償割当てに係る手続）</p>	<p>（振替株式の株主に対する新株予約権無償割当てに係る手続）</p>
<p>第269条 振替株式の発行者が当該振替株式の株主に対する新株予約権無償割当て（会社法第277条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。）をしようとする場合（当該株主に割り当てる新株予約権が振替新株予約権である場合（規則で定める場合を除く。）に限る。）には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第262条において読み替えて準用する第51条の規定は、適用しない。</p>	<p>第269条 振替株式の発行者が当該振替株式の株主に対する新株予約権無償割当て（会社法第277条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。）をしようとする場合（当該株主に割り当てる新株予約権が振替新株予約権である場合（規則で定める場合を除く。）に限る。）には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第262条において読み替えて準用する第51条の規定は、適用しない。</p>
<p>（1）～（6） （略）</p>	<p>（1）～（6） （略）</p>
<p>（7）割当銘柄を発行する場合には、発行する割当銘柄の数及び新株予約権の内容</p>	<p>（7）割当銘柄を発行する場合には、発行する割当銘柄の数及び新株予約権付社債の内容</p>
<p>（8）・（9） （略）</p>	<p>（8）・（9） （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>

2. 附則

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

以 上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(非上場新株予約権等の要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 規程第6条第6号に規定する規則で定めるものとは、期限の利益を喪失している新株予約権付社債（次に掲げる新株予約権付社債を除く。）とする。</p> <p><u>(1) 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第1条に規定する株式会社地域経済活性化支援機構をいう。以下「地域経済活性化支援機構」という。）の支援により事業の再生が見込まれる発行者のうち、法律の規定に基づく破産手続、会社更生手続又は民事再生手続を必要としない発行者が発行する新株予約権付社債</u></p> <p><u>(2) 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法（平成25年法律第89号）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。以下同じ。）により事業の再生が見込まれる発行者が発行する新株予約権付社債</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(振替新株予約権付社債の内容の提供)</p> <p>第338条 (略)</p>	<p>(非上場新株予約権等の要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 規程第6条第6号に規定する規則で定めるものとは、期限の利益を喪失している新株予約権付社債（<u>株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第1条に規定する株式会社地域経済活性化支援機構をいう。以下「地域経済活性化支援機構」という。）の支援により事業の再生が見込まれる発行者のうち、法律の規定に基づく破産手続、会社更生手続又は民事再生手続を必要としない発行者が発行する新株予約権付社債を除く。）とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(振替新株予約権付社債の内容の提供)</p> <p>第338条 (略)</p>

- 2 (略)
- 3 規程第 261 条第 2 項に規定する規則で定める場合は、機構が、振替新株予約権付社債の発行者から償還すべき社債の金額について減額を行うことについて別表 1 に掲げる通知を受け、かつ、当該振替新株予約権付社債の支払代理人から規程第 260 条の 2 第 1 項に定める通知を受けた場合とする。
- 4 (略)

別表 1

1. (略)
2. 新株予約権付社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1)～(27) (略)	(略)	(略)
(28) 特定認証紛争解決手続の申込みを行った場合	振替新株予約権付社債を發行する会社	特定認証紛争解決手続の申込み後速やかに
(29) 特定認証紛争解決手続の申込みが不受理となった場合	振替新株予約権付社債を發行する会社	特定認証紛争解決手続の申込みが不受理となった後速やかに
(30) 特定認証紛争解決手続が終了した場合(経済産業省関係産業競争力強化法施行規	振替新株予約権付社債を發行する会社	特定認証紛争解決手続が終了した後速やかに

- 2 (略)
- 3 規程第 261 条第 2 項に規定する規則で定める場合は、機構が、振替新株予約権付社債の発行者から償還すべき社債の金額について減額を行うことについて別表 1 に掲げる通知を受け、かつ、当該振替新株予約権付社債の発行代理人又は支払代理人から規程第 260 条の 2 第 1 項に定める通知を受けた場合とする。
- 4 (略)

別表 1

1. (略)
2. 新株予約権付社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1)～(27) (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

則（平成26年経済産業省令第1号）第20条に規定する事業再生計画案の決議により特定認証紛争解決手続が終了した場合を除く。）					
<u>(31)</u> （略）	（略）	（略）	<u>(28)</u> （略）	（略）	（略）
<u>(32)</u> （1）から <u>(31)</u> までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	（1）から <u>(31)</u> までのそれぞれの届出をすべき会社	（略）	<u>(29)</u> （1）から <u>(28)</u> までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	（1）から <u>(28)</u> までのそれぞれの届出をすべき会社	（略）
<u>(33)</u> （略）	（略）	（略）	<u>(30)</u> （略）	（略）	（略）
3. ～7. （略） （注）（略）			3. ～7. （略） （注）（略）		

2. 附則

この改正規定は、平成26年6月1日から施行する。

以 上